

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年7月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 上越セントラルスクエア
所在地 上越市藤野新田1176-1 外
設置者 上新電機株式会社ほか1者
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者
(変更前) 上新電機株式会社 代表取締役 土井 栄次
(変更後) 上新電機株式会社 代表取締役 中嶋 克彦
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者及び代表者
(変更前) 新潟ジョーシン株式会社 代表取締役 山中 庸隆
(変更後) 北信越ジョーシン株式会社 代表取締役 山本 英寿
- 3 変更年月日
 - ・ 2 (1)に関する事項の変更
平成24年6月28日
 - ・ 2 (2)に関する事項の変更
平成25年12月1日（小売業を行う者の変更）
平成27年6月28日（小売業を行う者の代表者の変更）
- 4 変更の理由
 - ・ 2 (1)に関する事項の変更
建物設置者の代表者に変更となったため。
 - ・ 2 (2)に関する事項の変更
小売業を行う者及びその代表者を変更したため。
- 5 届出年月日
平成27年7月10日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成27年7月24日から平成27年11月24日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp